修善寺町外３町新市報酬等審議会規程

(設置)

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「協議会長」という。）の諮問に応じ、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町（以下「関係町」という。）が合併して新設される新市の議員報酬等の額について審議するため、修善寺町外３町新市報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第２条　協議会長は、新市の議会議員及び特別職職員のうち非常勤の者の報酬の額並びに市長、助役、収入役及び教育長の給料の額に関する協議案を協議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第３条　審議会は、委員１６人をもって組織し、その委員は関係町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、協議会長が任命する。

２　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の審議会については、協議会長がこれを招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬等)

第６条　審議会の委員の報酬及び費用弁償については、修善寺町外３町合併協議会委員の例による。

(庶務)

第７条　審議会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第８条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は協議会長が定める。

附　則

この規程は、平成１５年４月２日から施行する。